

# 一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）

平成31年3月

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

## 2 当法人の課題等

- (1) 管理職に占める女性職員の割合を35%以上にする目標を掲げていたが、現在の割合は29.9%と目標を下回っている。
- (2) 子育て世代の職員がより働きやすくなる職場の環境作りのための研修計画が未実施のため継続して取り組む必要がある。

## 3 目標

女性職員がその能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境を整備するため、管理職に占める女性職員の割合を35%以上にする目標を掲げていたが、30%であったため、引き続き取り組みを行っていく。

さらに、女性職員の育児休業取得率100%を維持し、産休・育休取得者が復帰しやすい職場環境の整備に努める。また、出産育児関連の休暇制度等について女性職員に限らず男性職員の利用の積極的な推進を継続する。

## 4 取組内容と実施時期

取組1：管理職育成を目的としたキャリア研修の取組を継続して実施する。

○平成31年 4月～研修内容を検証して必要な改善を図る。

○平成31年 4月～研修実施後、アンケートを実施し次回研修計画に向け改善に努める。

○平成32年 4月～前年度の検証を踏まえた研修計画のもと、研修を実施する。

取組 2 : 働きやすい職場作りのための環境整備を行い、継続就業を高める。

- 平成 3 1 年 4 月～女性が活躍できる職場であることについて求職者に向けてパンフレットを配布するなど積極的な広報を行う。
- 平成 3 1 年 4 月～育児・介護休業の取得をしやすくし、併せて短時間勤務制度、育児休業後の原則原職復帰へのシフトの配慮等による柔軟な働き方の実現に努める。
- 平成 3 1 年 4 月～働き方改革関連法案の施行に向けて、正規・非正規職員の職務内容をより明確にすることで、タイムスケジュールの見直しなど環境改善に努める。
- 平成 3 2 年 2 月～法人広報誌「はまなす」(年 2 回発行)で育児・介護休業の取得状況や法人での取組を紹介する。また、長時間労働に関する改善状況の報告や、働きやすい職場作りの P R をする。